

あきた青色通信

秋田青色申告会の情報マガジン

発行
秋田青色申告会
秋田市大町3丁目2番44号
協働大町ビル3階
電話 018-893-4115
FAX 018-893-4116
E-mail aoshin-akita@costate.ocn.ne.jp
URL aoshin-akita.com

2022年9月号

希望



秋田青色申告会
会長 小野幹彦

今朝窓の外を見ましたら大変濃い霧が街を覆っていました。この様な時候を「白霧(はくご)の候」というそうです。皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

立秋を過ぎましたら秋田県内におきましても豪雨が大変な勢いで県内のいたるところで被害もただならない様子です。被害を受けられた方々には心からお見舞い申し上げます。秋田青色申告会の皆様のところではいかがでしょうか。ご無事を祈っているところであります。

さて、国税御当局は七月に人事異動がありまして、私達青色申告会が常日頃、御指導・御協力をいただいております秋田南税務署におかれましては署長様はじめ青色申告会に關係の深い副署長、個人課税第一統括官の皆様が新たに着任されました。

(詳細は当会報2頁参照)
小松敏志署長様はじめ新任の皆様には、7月22日に青色申告会事務局に御出でになり御挨拶をいただいております。

青色申告会々員を代表致しまして歓迎と感謝の意をお伝えし、今後の御指導等につきましてお願いを申し上げます。さて、消費税のインボイス登録の件ですが、皆様の対応はいかが

でしょうか。会報の今月号でも特集を組んで記事を掲載しておりますが、もしも未だどうするか決めていない方や、登録する予定であるが手続きは未だですという方は呉々も油断することなくお早目の手当をお勧めいたします。(ご不明な方は青申会事務局に御一報願います。)登録期限は原則令和5年3月31日となっておりますが年が明けてからでは確定申告の準備等で大変です。どうか年内には済ませてくださいと思います。

出口の見えないロシア・ウクライナ戦争、変身して猛威をふるうコロナ、東京オリンピックに関わる贈収賄疑惑、旧統一教会問題等々、このところ日本国内外は様々な暗い、嫌な状況に覆われています。

清く正しい道を歩んでいる私達納税者としてはどうしようもないやるせない気持ちになります。私などはアメリカカメジャーリーグで爽やかにひたむきにフェアプレイで活躍している大谷翔平選手の実顔を、数少ない灯の一つとして希望を失うことがないように努めているところではあります。

何かと多難な時代ですが、どうか健康でお仕事に従事されますようご祈念申し上げます。



青色申告会の会計ソフト
ブルーリターンA

優良電子帳簿保存またはe-Tax(イータックス)で
青色申告特別控除**65万円**の適用!

優良電子帳簿保存で過少申告加算税の軽減特例も適用!

- はじめてでも安心のかんたん操作
- 個人事業者に特化した充実機能
- 所得税・消費税の確定申告書も自動転記でかんたん作成

Windows 11対応

会員価格 **29,700円**
(税込保守料3年含む)

県立中央公園入口・国際教養大学前
バナフィッシュ

電話 018-886-8039

ネパールの家庭料理が楽しめる
ダイニング&ラウンジ あえら

電話 018-802-0638

地域の税務サポート
秋田青色申告会
ホームページ

はじめよう青色申告! 秋田青色申告会

秋田青色申告会
〒010-0001 秋田県秋田市大町3丁目2番44号
TEL: 018-893-4115 FAX: 018-893-4116
E-MAIL: aoshin-akita@costate.ocn.ne.jp

はじめよう青色申告! 秋田青色申告会

秋田県内で 解禁された方 (青色申告の個人事業主の方)
確定申告 申告 届出等 詳細はホームページで解説
経理代行 税務等の疑問を全て解決させて済ませます!

お一人でおぼろ 秋田青色申告会へ気軽にご相談下さい!

～設備・講習・申告指導のパートナーとして～

秋田南税務署 定期人事異動

秋田南税務署の定期人事異動が7月10日に発令され、新たに小松敏志署長他が着任されました。

安田雅裕記帳指導推進官には、引き続きご担当頂きます。新メンバーのご紹介です

- ① 前任地
- ② 出身地
- ③ 抱負等 (敬称略)



署長

小松敏志

① 仙台国税不服審判所

管理課長

② 宮城県気仙沼市

③ 社会全体のデジタル化の推進を踏まえ、デジタル化のメリットを生かした納税者

利便の向上と税務行政の効率化・高度化を実現していく

ために、「添付書類も含めたeTaxの普及」

「キャッシュレス納付の利用促進」、「マイナンバーカードの取得促進」等に、なお

一層取り組みます。

り組みます。

副署長

石原恵一



① 大阪国税局課税第一部

資産課税課 課長補佐

② 静岡県焼津市

③ 事業者の方にインボイス制度を正しく御理解いただき

インボイス発行事業者の登録を御検討いただけるよう

周知・広報や説明会開催に積極的に取り組みます。



個人課税第一部
統括国税調査官

志藤賢一

① 酒田税務署個人課税

第一部門 統括国税調査官

② 山形県西村山郡朝日町

③ 感染症防止対策を含め、申告書作成会場の混雑緩和

を図る観点から、マイナンバーカードを利用したス

マートフォン等からのeTaxの更なる推進に取

り組みます。

り組みます。

★会計ソフト ブルーリターンA

3年ごとの更新のお知らせ

◎平成19年・22年・25年・28年・31(令和元年)に会計ソフトB R Aを購入した方は今年更新の時期です。

対象の方には、更新のご案内と3年分の保守料9,900円の請求書をお送りしますので期日まで振込をお願い致します。続けてご使用になる場合は必ず更新が必要です。

★第六回 「税をテーマにした川柳」 コンテスト 開催!

◎秋田南青色申告会連合会では、「税を考える週間」事業として「税」をテーマにした川柳を大募集します。思わず笑ってしまったり楽しい川柳や、風刺の効いた川柳など、家族の皆さんや家族の皆さんや川柳をお待ちしています。



(詳しくはチラシをご覧ください)

★青色申告団体交流 グラウンドゴルフ大会

開催日 10月24日(月)

会場 大潟村グラウンドゴルフ場

表彰・懇親会
ポルター滷の湯

*コロナ感染で中止の場合もあります。(詳細はチラシで)

お知らせ

9月・10月の相談会

★記帳相談日

9月・10月
毎週水曜日・木曜日

★税務相談日

譲渡・相続・贈与等税務全般

9月12日(水)
10月12日(水)

*税務相談は、税理士会の派遣税理士が担当します。

事前に予約をお願いします

◆国民年金基金

・掛金は全額所得控除
まずは、資料請求を!

詳しくはチラシをご覧ください

秋田南青色申告会連合会の会員みなさまに、ゆとりのある人生を。

国民年金基金 5万円から

- 掛金は全額所得控除
- 終身年金が基本
- 年金額が確定、掛金も一定
- 万が一のときは家族に一時金
- 自由なプラン設計

まずは、資料請求を!
裏面FAXまたはお電話で

全国国民年金基金

◆東北自動車共済

・お得な掛金で大きな安心
まずは、資料請求を!

安心の自動車共済

東北自動車共済協同組合

インボイス特集

免税事業者の方へ！
ご自身のお仕事には本当にインボイスが必要ですか？

令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

現在免税業者で消費税の申告義務がない方も、インボイスの登録をすれば、消費税の課税事業者として申告しなければなりません。

ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるか検討して下さい。

これまで消費税を免除されていた免税事業者の方々も、従来通り免税事業者を継続するのか、課税事業者を選択するのかの判断が求められます。

**売上先からインボイスの交付を求められるのか？
検討や確認が必要です**

(1) 課税事業者である売上先は、仕入控除のため交付するインボイスが必要です。

売上先は、仕入税額控除のため、原則として交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。インボイスによって売上先は初めて仕入税額控除を受けられます。

(2) 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、インボイス不要です。

簡易課税制度を選択している事業者は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除を行うことができます。

(3) 消費者、免税業者である売上先は、インボイス不要です。

消費者や免税事業者は仕入税額控除を行わないため、インボイスの保存を必要としないからです。

そのほかに、売上先との関係性や、その売上先との取引がなくなつた場合による減益と消費税を申告する場合の納税額等を試算してみることも必要です。

**インボイス制度導入で免税事業者に迫られる
2つの選択肢とは？**

① いままで通り免税業者を続けるか！

② 課税事業者を選択してインボイスを発行するか！

★選択肢ごとのメリットとデメリット

	メリット	デメリット
1 免税事業者を継続する (インボイスを発行できない)	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税の納税義務なし ● 請求書様式の変更不要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税分を考慮した取引価格の見直し要求の発生 ● 自社の取引規模が推察されてしまう
2 課税事業者を選択して適格請求書発行事業者になる (インボイスを発行できる)	<ul style="list-style-type: none"> ● インボイスの発行が可能 (取引先と従来通りの関係を維持できる) ● 消費税額の転嫁可能 (自らも仕入税額控除できる) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税の納税義務が生じる ● 消費税申告書の作成 ● 請求書様式の変更

いままで通り免税業者を続けた場合売上先（課税事業者）の影響は？経過措置とは？

売上先が課税事業者である場合、その課税事業者は免税事業者からの仕入れについて、原則仕入税額控除ができないこととなります。

しかし、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。

この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

- ・ 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで 仕入税額相当額の80%
- ・ 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで 仕入税額相当額の50%

インボイス制度の実施を契機として、売上先から取引条件の見直しについて相談があった場合は、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担していることを踏まえつつ、売上先と交渉をするなど対応を検討し、早めに対応を進めていくことが大切です。





2021年五城目町の森山にて。素晴らしい景色に感動！

秋田とデザイン？

会員 渡辺 恵

今回は渡辺恵さんに初めての秋田の印象や、専門のデザインについて2回に渡って寄稿頂きます。

みなさま初めまして。令和3年5月に秋田へ越してきた渡辺恵と申します。これまで、東京でパートナーとともにデザイン事務所を営んでおり、ここ秋田でも東京や秋田の仕事もさせてもらっています。今回は、デザインがみなさんのお仕事を飛躍させるためにできることできないこと、どのようにデザイン事務所を探せばいいのか、デザインを依頼する際どんなものを用意すればいいのか？等について、2回に渡って書いてみたいと思います。

まずは、簡単な自己紹介を。

私は広島、夫は大阪出身で、小学一年生の息子がおります。これまで10年超東京で暮らしてきましたが、夫が秋田にて教職に就くこととなり、一家で引っ越してきました。親戚や友人は西日本出身者が多いため、秋田は私達にとってかなりの「アウェイ」でして、初めての冬にはいきなり大雪の洗礼を受けました。(とはいえ何十年ぶりのホワイトクリスマスと年末年始には心踊りました!) 住宅に風除室があるのも新鮮で、FFストープなんじゃそれ?からの、街ゆく人々の背が高い!色の白さがなんか違う、海鮮が安くてうまい、空の表情が豊かで美しい、郊外へ10分走れば降るような星空、店が閉まるのが早い&エスカレーターのスピードがゆっくり、子乗せ自転車が少ない!(衝撃)など、新鮮な毎日を送っています。

今は、古いものや味のあるものが好きなので、月に一度の「アンチック蚤の市」にはほぼ毎回足を運び、その他市内

mieru
Design Studio Tokyo-Akita

の骨董屋さん、古道具屋さんを家族で回るのを楽しんでいます。秋田の版画、岩手の南部鉄器、アイヌの人形などが並んでいるのを見ると、「北日本にきたんだな」と、しみじみ感じます。

さて、前置きが長くなりましたが、デザインのお話を。秋田は、とても魅力的なものが揃っているのに「アピールが下手」と聞きました。昨今、SNS等の発達により、場所に限らず世界に発信することが容易になりました。その際に力を発揮するのが「デザイン」です。

私達のデザイン事務所(デザイン事務所 **mieru**)は、グラフィックデザイン、もつと言うと企業やサービスの世界観をデザインで構築する「ブランディング」を行っているので、「グラフィックデザイン」や「ブランディング」で何ができるのか?をわかりやすくQ & A形式で紹介してみようと思います。……が、自己紹介に紙幅を費やしてしまったので、それは次回に!



デザイン事務所
mieru
ウェブサイト

スマートフォンは
こちらから

事務局からお知らせ

★会員の皆様へ

・鹿角地域の文化と歴史を探る
研修ツアーの中止決定について!

10月6〜7日に予定しておりました研修ツアーは、急激なコロナ感染拡大のため、収束の見通しが立たないことから中止となりました。(8月25日の役員会で決定)

・新型コロナウイルス「第7波」 感染拡大の抑制に向けて

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。

- (1)換気の悪い密閉空間
- (2)多数が集まる密集場所
- (3)間近で会話をする密接場面

など、日頃の生活の中で「密」が重ならないようにしましょう。

・発熱などの症状がある場合
まずは、かかりつけ医に相談を



相談する医療機関に迷う場合

あきた新型コロナ受診相談センター
☎018-866-7050 <24時間>
☎018-895-9176 <8:00~17:00>
☎0570-011-567 <8:00~17:00>

★次回は11月号

